

令和3年度中に策定・変更(見直し作業を含む。)・廃止が予定されている計画等

計画等の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管部局名 所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
(仮) 滋賀県学校教育情報化推進計画	未定 (国の計画期間に合わせて策定予定)	策定			○		学校教育の情報化の推進に関する法律(第9条)	教育委員会事務局 教育ICT化推進室	
(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画	令和4年度～ 令和8年度 (予定)	策定			○		視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(第8条)	教育委員会事務局 生涯学習課	
(仮) これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針	令和4年度～ 令和13年度	策定				○		教育委員会事務局 高校教育課魅力ある 高校づくり推進室	

(仮) 滋賀県学校教育情報化推進計画の策定について

1 学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日公布・施行)

○目的(1条)

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

○学校教育情報化推進計画(8条、9条)

文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定(総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議)

都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、都道府県学校教育情報化推進計画を策定(努力義務)

市町村は、学校教育情報化推進計画および都道府県学校教育情報化推進計画を基本として、市町村学校教育情報化推進計画を策定(努力義務)

○学校教育情報化推進会議(22条)

関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置

調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

2 学校教育情報化推進会議

この会議で学校教育情報化推進計画を取りまとめた後、地方自治体において計画を策定することとされているが、令和2年2月以降、計画策定のための会議は開催されておらず、いつ、国の基本方針が示されるかも不明である。

3 本県での検討の進め方(案)

① 教育委員会事務局事務局内に推進会議を設置

② 国が策定する学校教育情報化推進計画を基に、有識者の意見も聞きながら県の計画を策定

③ 教育委員会、教育・文化スポーツ常任委員会で報告

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」の策定について

1 計画の概要

(1)計画の性格

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)
に基づく視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画(努力義務)

「読書バリアフリー法」

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(基本計画…国が令和2年7月に策定した「読書バリアフリー基本計画」)

(2)計画期間

令和4年度からおおむね5年間を予定

2 「読書バリアフリー法」において地方公共団体に求められている施策

(1)視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

例)公立図書館や点字図書館におけるアクセシブルな書籍(音声読み上げ対応の電子書籍、DAISY図書[※]、オーディオブック等)の充実

例)視覚障害等のある児童生徒・学生が在籍する学校の読書環境の保障

(2)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

例)サピエ図書館[※]のサービスの周知

(3)特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

例)特定書籍・特定電子書籍等(著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウの共有等による製作の効率化

(4)端末機器等・これに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(14条関係・15条関係)

例)点字図書館等と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等支援

(5)製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

例)司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施

例)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

※DAISY図書、サピエ図書館の説明は参考資料2(5-6頁)参照

3 策定スケジュール（予定）

令和3年	5月	常任委員会(策定概要説明)
	6～8月	検討懇話会
	10月	常任委員会(計画骨子案)
	10～11月	検討懇話会
	12月	常任委員会(計画原案)
令和4年	1月	県民政策コメント
	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告)
	3月	教育委員会(計画付議)
		計画策定・公表

適時、市町や関係者等に意見照会しながら策定する。

4 検討懇話会委員構成（予定）

検討懇話会は、学識経験者(図書館、障害福祉)、図書館(公共図書館、点字図書館)、特別支援学校(盲学校、養護学校)、当事者団体(視覚障害、盲ろう障害、身体障害、発達障害、知的障害)等、15名以内の委員により構成する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 概要

目的 (1条)

視覚障害者等 (=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者) の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念 (3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等 (デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等) が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍 (点字図書・拡大図書等) が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務 (4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策 (9条~17条)

- | | |
|--|---|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等 (9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 ・円滑な利用のための支援の充実 ・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化 (10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク (サピエ図書館を想定) の運営への支援 ・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法 37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等 ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等 (12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供 ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援 (14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援 (15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等 (16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17条)</p> |
|--|---|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化 (7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務 (8条)

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け (6条)

協議の場等 (18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

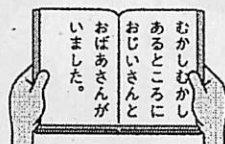
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

図書館で利用できるさまざまな本

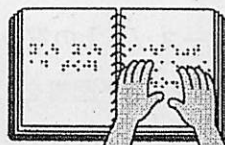
大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。



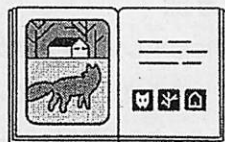
点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。



布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。



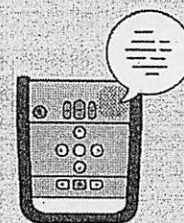
DAISY※2

※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です。デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

音声DAISY

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。図や写真の説明も入っています。目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができます。音声の速さも変えることができます。



マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができます。パソコンやタブレットなどを使って再生します。文字の大きさや背景の色も変えることができます。



電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。

点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



対面朗読サービス

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。機器の使い方も教えてくれます。

- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用法の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

インターネットによるサービス



目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が、無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館

sapie.or.jp/

☎06-6441-1078



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館

視覚障害者等用データ送信サービス

ndl.go.jp/ip/support/send.html

☎0774-98-1458



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

「これからの県立高等学校の在り方検討」について

1 「これからの県立高等学校の在り方検討」の背景等

- 平成24年度に滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画(以下、「再編計画」)を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある学校づくりを実施
- 人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展など、急速に社会情勢が変化するなかで、滋賀の高等学校教育の一層の推進を図るためには、再編計画の検証と全県的視野での県立高等学校の在り方の検討が必要

2 検討の進め方

(1) 基本方針の策定

- 令和2年度から再編計画の検証とこれからの県立高等学校の在り方の検討を開始
→令和3年度末に(仮)「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」)を策定
【策定趣旨】概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高校の在り方について、全県的視野で基本的な考え方を示す
【対象期間】令和4年度から令和13年度の10年間
- 「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」(以下、「検討委員会」)を設置し検討
・県立高校の在り方について検討委員会に諮問し、答申を踏まえて基本方針を策定
・生徒・保護者アンケート、学校関係者や地域(市町長等)の意見聴取、県民政策コメント等
・議題に応じ、産業教育審議会等の意見を踏まえ、検討

(2) 具体的な取組の検討、実施

- 令和4年度以降、基本方針に基づき、全県的視野での魅力化の具体策の検討や実施
※ 必要に応じて、地域の関係者等で構成する(仮)地域別協議会を設置し、地域の意見を踏まえて、個別の計画を策定、実施

3 これまでの検討の経過

○教育・文化スポーツ常任委員会

- 令和元年12月16日 「これからの県立高校の在り方検討」の進め方について
- 令和2年6月8日 「これからの県立高校の在り方検討」について (検討委員会諮問等)
- 7月10日 「これからの県立高校の在り方検討」について (第1回検討委員会結果等)
- 9月1日 「これからの県立高校の在り方検討」について (基本方針骨子イメージ案)
- 令和3年2月10日 「これからの県立高校の在り方検討」について (中間まとめ(素案))
- 3月9日 「これからの県立高校の在り方検討」について (中間まとめ(案))

○検討委員会

- 令和2年6月9日 第1回：これからの県立高等学校の在り方について(諮問) 等
- 8月3日 第2回：再編計画の実施状況、県立高校の目指す姿、取組の方向性 等
- 8月31日 第3回：取組の方向性、骨子イメージ案 等
- 11月20日 企画作業部会：現地調査(石山高校、守山北高校、愛知高校、能登川高校)
- 令和3年1月15日 企画作業部会会議：中間まとめ(たたき台→素案)
- 2月16日 第4回：中間まとめ(素案→案)
- 5月11日 第5回：将来を見据えた整理 等

○アンケート、意見聴取等

- 令和2年10月～11月実施(骨子イメージ案)
 - ・市町立中学校等、県立高等学校の生徒および保護者へのアンケート
 - ・大学生等(令和2年度滋賀の教師塾入塾者)、市町首長(市長会、町村会)、市町教育長、市町立中学校等校長、県立学校校長、副校長、教頭、県立高校教諭等(中堅教諭等資質向上研修対象者)への意見聴取

(アンケート、意見聴取等の続き)

令和3年3月～5月実施(中間まとめ(案))

- ・市町首長(市長会、町村会)、県立高校立地市町企画部門、市町教育長、市町教育委員会(県立高校以外進学関係)、県立高校長、大学、専修学校、私立中学高等学校連合会、職員団体、塾、フリースクール、スクールカウンセラー等への意見聴取

○教育委員会

- 令和元年12月24日 「これからの県立高校の在り方検討」の進め方について
- 令和2年5月19日 滋賀県立高等学校在り方検討委員会の委員選任について
滋賀県立高等学校在り方検討委員会への諮問について
- 6月11日 第1回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の結果概要について
- 7月22日 滋賀県立高等学校在り方検討委員会の委員選任について
- 8月19日 第2回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の結果概要について
- 9月4日 第3回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の結果概要について
- 12月22日 滋賀県立高等学校在り方検討委員会企画作業部会の現地調査の概要について
- 令和3年1月18日 滋賀県立高等学校在り方検討委員会企画作業部会会議の概要について
- 3月19日 第4回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の結果概要について
これからの県立高等学校の在り方について 中間まとめ(案)
- 5月14日 第5回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の結果概要について

○産業教育関係

・教育・文化スポーツ常任委員会

令和2年10月2日 滋賀県産業教育審議会について

令和3年2月10日 これからの産業教育の在り方について(滋賀県産業教育審議会)

・滋賀県産業教育審議会

令和2年10月29日 これからの産業教育の在り方について(諮問) 等

11月27日 現地調査(彦根工業高校、長浜北星高校、長浜農業高校)

12月23日 各学科における課題、実態等、Society5.0社会に対応した人材育成
地域や産業界との連携、環境整備、魅力を伝える方策

・教育委員会

令和2年10月16日 滋賀県産業教育審議会委員の選任について

滋賀県産業教育審議会への諮問について

12月22日 滋賀県産業教育審議会第1回会議 会議概要(案)

滋賀県産業教育審議会 産業教育施設・設備 学校見学会 結果概要(案)

2月5日 滋賀県産業教育審議会第2回会議 会議概要(案)

4. 全体スケジュール(予定)

令和3年度 6月頃 第6回検討委員会

7月頃 第7回検討委員会:答申(素案)

(5月～7月頃 第3回～第5回産業教育審議会(第5回で答申(案)))

10月頃 第8回検討委員会:答申(案)

12月頃 基本方針(原案)策定

令和4年1月頃 県民政策コメント実施

令和4年3月頃 基本方針策定

令和4年度以降 基本方針に基づき、具体的取組の検討、実施

※県議会には適宜報告

これからの県立高等学校の在り方について 中間まとめ (案) 概要

～(仮)『これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針』～

教育・文化スポーツ常任委員会資料 2-3②
令和3年(2021年)5月20日
高校教育課魅力ある高校づくり推進室

背景 ○人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報化、技術革新の進展などの急速な社会情勢の変化への対応

策定趣旨 ○概ね10から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について、全県の視野で基本的な考え方を示す

対象期間 ○令和4年度から令和13年度の10年間



これまでの主な高校改革

- H9～総合学科設置(国際情報・長浜北星等)
- H15 県立中高一貫教育校設置
- H18 県立普通科高校通学区域全県一区制
→主体的高校選択の進展 (H28検証)
- H24 県立高校再編計画策定
- R2 国際バカロレア設置(虎姫)
- R3 湖西地域の県立高校魅力化
(高島・安曇川学科改編)

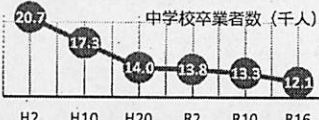
現行再編計画の総括

- 統合新校設置(長浜北・彦根翔西館)
 - ・学校統合により地域全体の学校活力向上
 - ・社会的な涵蓋、部活動の活性化
- 総合単科制高校設置、職業系専門学科改編等
 - ・不登校傾向が改善し卒業
 - ・分かりやすい学科体系、地域連携強化
- 全県一区制度のもと、国や県の指定事業等の活用や地域、大学等との連携による魅力ある学校づくりの一定の進展
- 普通科高校や人口減少地域の学校の更なる魅力化、発信力の強化が必要
- 計画策定過程で地域との双方向の議論が必要

県立高校をとりまく現状と課題

◆生徒数の減少

- ・H2.3卒のピークから▲7,000人34%減
- ・R16.3卒は更に▲1,700人 H2.3卒から42%減



◆社会情勢の変化

- ・少子高齢化、人口減少社会の到来
- ・第4次産業革命、Society5.0
- ・グローバル化
- ・withコロナ、afterコロナと新しい生活様式

◆国の動き

- ・学習指導要領改訂(令和4年度～)
社会に開かれた教育課程、主体的・対話的で深い学び
- ・新時代に対応した高等学校教育の在り方検討

◆特別な教育的支援が必要な生徒の増加

- ・中学校の特別支援学級から高校へ進学する生徒増加(H20(13%)→H30(54%))
- ・高校で特別な教育的支援が必要な生徒の割合は増加傾向(H22(2%)→R1(5%))

将来の社会の姿

- ◇人口減少と高齢化の更なる進行
- ◇第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現
- ◇大規模災害などの発生リスク
- ◇コロナ禍を経た新しい生活様式の定着
- ◇持続可能な社会の実現(SDGs)
- ◇多様な価値観が尊重される社会 等

想像はできるが予測できないことが起こりうる

高校への希望や期待

～アンケートと意見聴取から～

- ◇生徒の立場から <中高生7,688人回答> <大学生等>
 - ・文武両道に励みたい
 - ・将来のことをじっくり考えたい
 - ・校舎をリニューアルしてほしい
 - ・生徒や先生が団結できる行事があるとよい
 - ・インターネットを活用した授業を増やしてほしい 等
- (県立高校1,2年生)
- 在籍している高校の満足
 - 満足82%(友人関係、部活動、授業)
 - 不満18%(授業、校風、施設・設備)

◇保護者の立場から <保護者6,894人回答>

- ・子供の可能性を上げてやりたい
- ・基礎から学べるようにしてほしい
- ・学力向上だけでなく、人間性を高めてほしい
- ・オンライン授業等に力を入れてほしい 等

- (中学1,2年生保護者)
- 子供に進学させたい高校
 - 県立高校88% 県内私立高校4%
- 高校に期待すること
 - 自分の進路希望や興味・関心等にちじた科目選択ができる 63%

◇地域社会の視点 <市長会、町村会、市町教委等>

- ・地域活性化に貢献する生徒を育ててほしい
- ・地域にとって高校の存在は大きい
- ・在り方検討で高校再編とせず、地域の声を聴いてほしい 等

◇産業界の視点 <県内企業関係者等>

- ・専門的に教育して、高校卒業してすぐに社会に役立つ人材を育ててほしい
- ・企業等と連携することが必要 等

◇教職員の立場から <中学校・高校管理職、中堅教諭等>

- ・人間性を高めるため、授業はもちろん、部活動や学校行事も大切に、いろいろな経験ができる教育活動を工夫したい
- ・一定の規模で教員数も充実した状況が必要 等

これからの滋賀の県立高校の在り方に関する基本的な考え方

本県教育の教育理念

未来を拓く心豊かで
たくましいひとづくり

育成すべき生徒像

生きる力(自立する力・伝える力・協働する力・創造する力等)がある

高等学校の役割

・生きる力を育む場
・好奇心と探究心を更に発展させる場
・「答えを見つける」から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場へ

魅力化の視点

- ◎多様性のある社会、人口減少社会への対応を、小・中・高・大・社会の連続性の中で捉え、ICTを活用し、持続可能な形で実施する
- ◎森・川・里・湖が水系でつながり、近江の心が根付いた「滋賀」ならではの学び、それぞれの県立高校でその学びを地域とともに推進する

目指す姿 ■高校別 ◆県域全体

- ①生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる
 - すべての生徒に自分を高める学びが提供されている
 - 多様な人との出会いやコミュニケーションを通じて深め発見できる学びが提供されている
- ②生徒が世界につながり活躍するための力をつけることができる
 - グローバル人材や科学技術人材が育成されている
 - 大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている
 - ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている
- ③生徒同士が切磋琢磨し成長できる
 - 学校行事や部活動が活性化している
 - 学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した場が提供されている
- ④場所や時間を選ばない学びができる
 - ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている
- ⑤生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる
 - 地域の教育資源や人々と関わる学びが提供されている
 - 産業界と連携した学びが提供されている
- ⑥障害のある者となない者が互いに学び合い互いを尊重できる
 - 共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる
- ⑦生徒が自らに合った学びを選択できる
 - それぞれの県立高校ならではの魅力や特色が人々に理解されている
 - 県内のどの地域でも様々な学びが提供されている
 - 基礎学力充実、不登校、日本語学習等に対応する学びが提供されている
- ⑧教職員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている
 - 授業改善が進むとともに教職員自身の人間性や創造性を高め効果的な教育活動ができている

滋賀の県立高校づくりのコンセプト

多様な生徒一人ひとりが、「滋賀」という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める

1 「滋賀」に学ぶ

滋賀の自然、歴史、文化、人、産業等を教育資源とした学びの充実

- ◎知識・技能を活用し課題を解決する確かな学力の育成
- ◎自立した社会人を育てるキャリア教育の充実
- ◎生徒の学ぶ意欲を育むための多様な学習ニーズへの対応

1と2を支える環境整備

- ◎多様な学びの提供や人と人のつながりの創出等、生徒数減少への対応
- ◎多様な学びを実現するICTを活用した教育の提供
- ◎生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成
- ◎持続可能な推進体制の構築

2 「滋賀」で学ぶ

魅力と活力ある取組を明確にし、見える化する学校づくり
◎普通科の特色化(全県一区制度継続)(普通科系専門学科を含む)

普通科	普通科	コース
全日制	普通科	類型
29/44校	◎◎科	
普通科系	普通科系	系列
専門学科	専門学科	
総合学科	総合学科	

◎職業系専門学科等の特色化・高度化

職業系専門学科	職業系専門学科	類型
総合学科	総合学科	系列

◎定時制/通信制の役割への対応

オンラインでの学校づくり ↓ 魅力発信

取組の方向性

- ア 確かな学力の育成
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善 [目指す姿①⑧]
 - 「読み解く力」の育成 [①]
 - イ キャリア教育の充実
 - 小中学校での学びの連続性、高校卒業後の進路との接続、地域の教育資源の活用を意識した体系的・系統的なキャリア教育の推進(キャリアパスポート活用、連携コーディネーター配置、コンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置、外部人材活用等) [①⑤]
 - ウ 多様な学習ニーズへの対応
 - 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実(通級指導等)
 - 不登校生徒支援、日本語学習等への対応
 - 基礎学力充実のための取組の工夫 [⑥⑦]
 - エ 普通科の特色化(普通科系専門学科を含む)
 - 新しい学科やコース、類型の例: 地域探究、学際融合、環境科学、1.5+1.5科学、先端科学、環境防災、チオパンス、歴史観光、保育、地域貢献 等 [①②③⑤⑦]
 - 総合系、普通科系専門学科への改編 [①②③⑤⑦]
 - 普通科系専門学科(音楽・美術等)の学びを継続するための工夫 [⑦]
 - 高校の特色のPR(HIPや動画配信等の充実、学習成果の発信等) [⑦]
 - オ 職業系専門学科、総合学科の特色化・高度化(滋賀県産業教育審議会議論)
 - 新しい時代に対応した学びの提供や必要な産業分野で力を発揮できる人材育成 [①②③⑤]
 - 職業系学科の魅力伝える方策 [⑦]
 - 施設・設備の充実、外部資源の活用 [⑤]
 - カ 定時制/通信制の役割への対応
 - 多様な生徒の進路確保等を見据えた学びの場の提供 [③⑦]
 - 地域と連携・協働した学校づくり(地域とともに目指す姿を具体化) [⑤⑦]
 - 多様な学びを実現するための少人数制の工夫 [⑦]
 - 学校行事、部活動等の学校間連携や地域連携についての研究 [③]
 - キ 生徒数減少への対応
 - ICT活用 [①④]
 - すべての高校でICT教育環境の充実・更新 [①④]
 - ICT活用コンテンツ等の共有化 [①④]
 - 教職員のICT活用能力を高める研修の充実 [①④]
 - ケ 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成
 - 人材の確保、研修の充実 [⑥⑧]
 - コ 持続可能な推進体制の構築
 - 地域と連携・協働した学校づくり(連携コーディネーター配置、コンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置等) [①⑤]
 - 働き方改革の推進、経営方針の明確化 [⑦⑧]
- ※ モデル校指定等による取組内容の研究・実践
※ 高等専門人材育成に関しは、知事部局における議論と連携

将来を見据えた整理

- 県立高校の役割/私学との関係(生徒減少時代の公私の在り方等課題共有)
- 学校規模に応じたメット、メリット(生徒の活動、学校経営等)
- 将来に向けた選抜の必要性(生徒数の推移見込みと想定学級数等)
- 現行入学者選抜に関すること

(参考)基本方針策定後の進め方(案)

- 1 基本方針に基づき(仮)魅力化プラン作成(たたき台→意見聴取→案作成)
 - (県教育委員会)
 - 全県の視野からの学校配置の提示
 - 多様な選択肢の提供
 - 特徴的な学科等の配置
 - ※必要に応じて(仮)地域別協議会の設置
 - (将来を見据えた検討→プランに反映)
 - (学校)
 - 各校の目指す姿の検討
 - 教職員による主体的な具体化策検討
 - 中学校や地域との意見交換や先進事例の研究等
- 2 (県教育委員会)個別の実施計画作成
 - ・(仮)魅力化プラン案に基づき対象校を選定
- 3 (学校)個別の実施計画に基づき具体的な検討と経営方針策定・公表
 - ・経営方針(生徒教育方針、教育課程・実施方針、生徒募集方針等)

※今後、在り方検討委員会や産業教育審議会の議論や議会、市町、学校関係者の意見等により内容更新